仕　様　書

１　件名

区役所等２９施設固定電話通信サービス契約

２　目的

各区役所、保健福祉センター、区政事務センター、市民センター及び連絡所の固定電話通信サービスについて、業務に支障のない通話品質を確保する。

３　履行場所

千葉市内の区役所、保健福祉センター、区政事務センター、市民センター及び連絡所計２９施設（別紙１「対象施設及び対象回線一覧」のとおり）

４　契約期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで（３６ヶ月）

ただし、令和４年６月３０日までに全ての対象回線についてサービスの提供を開始するものとする。また、契約終了日以降、新たな契約に基づく固定電話通信サービスの提供が開始されるまでの期間については、本契約によるサービスを継続するものとする。

なお、契約期間中の会計予算が措置されない場合は、変更契約をするか、契約を解除するものとする。

５　要件

（１）基本事項

ア　サービス種類

固定電話通信サービス

イ　対象電話回線及び回線種別

別紙１「対象施設及び対象回線一覧」のとおり

ただし、公衆電話回線は本契約対象範囲から除外する。

なお、別紙１に示した対象回線種別は現行（令和３年１２月現在）のものであり、同水準のサービスを確保できれば、回線構成の変更も可能とする。

ウ　サービス内容及び付加サービス等

（ア）通話品質等

現在、各区役所、保健福祉センター、区政事務センター、市民センター及び連絡所で使用する固定電話通信サービスと同等以上の品質を確保できること（ＦＡＸ利用時も含む）。

（イ）通話対象

市内電話、市外電話、県外電話、国際電話、ＩＰ電話サービス、携帯電話、ＰＨＳへの通話及びＦＡＸ通信が可能であること。

（ウ）番号ポータビリティ

番号ポータビリティを利用し、現在利用中の番号と同一番号を付すことが可能であること。

（エ）災害時優先電話

登録済み災害時優先電話が確保できること。また、現在登録されていない回線についても将来的に災害時優先電話の登録が可能であること。

（オ）緊急特殊番号の利用

ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本が提供している緊急特番及び３桁番号のうち、以下の番号が利用可能であること。110 番、118 番、119 番、104 番、111 番、113 番、115 番、117 番、171 番、177 番、184 番、186 番

（カ）着信者課金サービスへの発信

ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本、ＮＴＴコミュニケーションズ、ソフトバンク、ＫＤＤＩ、フュージョン・コミュニケーションズ、ＵＣＯＭが提供する着信者課金サービスが利用可能であること。

（キ）サービス構成

当調達において、単一のサービスで実現できない場合においては、複数サービスの組み合わせにより対応可能であること。

（ク）発信電話番号通知

電話番号単位に、通常通知又は通常非通知の選択ができること。

（ケ）発信電話番号

発信者から電話番号が通知された場合、発信電話番号の表示をする機能があること。

（コ）転送機能

電話番号単位に、無条件転送、無応答時転送、話中時転送、指定転送、応答後転送が可能であること。

（サ）停電時のバックアップ

停電時でも通話を継続できるように、無停電電源装置等のバックアップ機器を設置すること。

（シ）機器の耐震性

地震発生時でも通話を継続できるよう、耐震性を考慮し、機器を設置すること。

（ス）千葉市役所コールセンターへの自動転送

各区役所の代表電話番号（下表）については、平日８時３０分～１７時３０分の間千葉市役所コールセンター（２４５－４８９４）へ自動転送が可能であること。

各区代表電話番号一覧			
中央区役所	221-2111	若葉区役所	233-8111
花見川区役所	275-6111	緑区役所	292-8111
稲毛区役所	284-6111	美浜区役所	270-3111

エ　保守体制

故障発生時の保守体制について、常時（２４時間３６５日）受付及び対応が可能であること。

オ　その他

（ア）受注者は、発注者の指示の下、サービス開始時期までに通信に必要な準備及び処置を行うこととし、当該準備及び処置が終了したときは、発注者の確認を受けること。

（イ）契約期間中に故障・不具合等が発生した場合には、代替措置等を含め発注者と協議し速やかに復旧すること。当該故障・不具合等が受注者に起因するものであった場合は、当該故障・不具合等によって生じた一切の費用を受注者が負担すること。

（ウ）導入に当たって各施設のＰＢＸ及び内線電話網に変更が生じる場合は管理者と十分協議を行うとともに、変更によって生じた一切の費用を受注者が負担すること。

（エ）契約する通話単価を適用するために「００ＸＹ」（事業者識別番号）が必要な場合（携帯電話への通話等を含む）は、ＰＢＸ（ＰＢＸが設置してある箇所）で付与することとし、設定変更に必要な経費は全て受注者負担とすること。

（オ）現状のダイヤル方法と変わらないこと。

（カ）同一施設内において、電話番号を変えずに移転が可能であること。

（キ）施設ごとの使用料金及び料金内訳を算出し、毎月受注者に情報提供を行うこと。

（２）入札書記載事項

ア　入札書

入札書に記載する金額（入札金額）は、基本料金、通話料金、オプションサービス使用料金及び初期導入費用を含んだ３年間の想定金額のうち、契約初年度（１２ヶ月）あたりに要する金額とする。ただし、いずれの金額も消費税を除いた金額とする。（入札金額＝３年間の想定金額÷３年）

イ　入札書別紙明細

入札書別紙明細には月額料金と契約期間合計である３年間分の料金をそれぞれ記入すること。

（ⅰ）基本料金＋通話料金（月額）

（ⅱ）【基本料金＋通話料金】（ⅰ）×３６月

（ⅲ）オプションサービス使用料金（月額）×３６月

（ⅳ）初期導入費用一式（工事費等）

合計（ⅱ）＋（ⅲ）＋（ⅳ）

（ⅴ）契約初年度あたりの金額　《（ⅱ）＋（ⅲ）＋（ⅳ）》÷３年

ウ　基本料金

本仕様書に基づき、対象回線全ての月額固定料金を入札書別紙明細に記載すること。

なお、ＮＴＴ回線を利用する場合においても、ＮＴＴ回線基本料金（回

線使用料、付加サービス利用料金、屋内配線使用料金、回線接続装置使用料等の合計額（月額)）を加算すること。

また、アナログ回線基本料は、各履行場所の「ＮＴＴ級地」により算出すること。

エ　通話料金

通話料金は、入札書別紙明細に記載の１ヶ月間の通話予定数量（分数)、通話距離区分比率、通常・拠点間通話比率を用いて算定すること。

算出方法は、通話予定数量（分数）に通話距離区分比率と通常・拠点間通話比率を乗じて通常通話分数と拠点間通話分数を算出し、それぞれに単価を乗じた額の合計を金額欄に記入すること。金額に小数点以下第１位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

なお、単価は市内通話、県内市外通話、県外通話は平日昼間３分あたりの単価、携帯通話及び国際通話は平日昼間１分あたりの単価とし、小数点以下第２位まで記載すること。

（ア）市内通話

区域内通話単価とする。

（イ）県内市外通話

同一県内の区域に終始する通話のうち上記「(ア）市内通話」以外のものの単価とする。

（ウ）県外通話

国際通話を除く県外への通話単価とする。

（エ）特別割引

区域、区域外によらず、同一通信サービスの拠点間の通話において特別割引サービスがある場合に、その料金単価を適用した上で算出する。

（オ）携帯電話

携帯電話会社（ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、ソフトバンク、その他）への区域内通話単価とする。

（カ）国際電話

通話頻度の高い中国への通話の単価とする。

オ　オプションサービス使用料金

基本料金又は通話料金に含まれないオプションサービスの使用料金を記載すること。なお、前述した各区代表電話番号については、ナンバーディスプレイ機能、自動転送機能が使用できることを必須とする。

カ　初期導入費用

本仕様書に基づくサービスを提供できる状態になるまでの一切の金額（ＰＢＸ設定費等変更費用や機器費用等の必要経費を含む）とする。

電話回線供給会社が他社から変更となる場合で、他社に対する利用休止費用を本市の負担とする場合は、その費用も計上すること。

キ　月額利用料及び通話料等

期間を区切ったキャンペーン等の価格は対象としないこと。契約中はすべて同額の価格にてサービスを提供すること。なお、天災その他真にやむ

を得ない事情により料金を変更する場合にあっては、発注者に説明し、その承諾を得た後でなければ変更できない。

６　請求先

本契約に係る使用料等の一切の支払いは中央区役所地域振興課が行うため、請求書の送付先も同課とする。ただし、発注者の都合により契約期間中に支払担当課及び請求書の送付先を変更する必要が生じた場合は、発注者が別途指示するものとする。

７　仕様書の疑義

（１）本仕様書に指定され、又は指示された事項等に疑義が生じた場合は、直ちに発注者へ申し出て、協議のうえ決定するものとする。

（２）本仕様書に示されていない事項であっても､当然必要と認められる事項は、速やかに発注者へ連絡のうえ、指示を受けて受注者の責任において施行するものとする。

８　機密保護

受注者は、本業務で知り得た情報及び資料は、本事業関係者以外に漏洩しないよう受注者の責任で厳重に管理すること。

９　その他

（１）この仕様書に記載のない事項については、契約書記載事項に基づき、発注者と協議のうえ対応すること。

（２）万が一不測の事態が生じた場合は、発注者と協議のうえ対応すること。